

○ 文部科学省
厚生労働省 令第五号

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十五号）及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月二十一日

文部科学大臣 中川 正春

厚生労働大臣 小宮山洋子

社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令

（社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部改正）

第一条 社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年 文部科学省
厚生労働省 令第二号）の一部を次のように改正す

る。

附則第二条第一項第二号の表備考及び別表第五備考中「もの」を「ことを標準」に改める。

第二条 社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号」に、「第四十条第二項第一号」を「同項第四号」に改める。

第二条第一項中「又は第三号」を「若しくは第三号又は第四十条第二項第五号」に改め、同条第二項中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に、「法第四十条第二項第一号」を「同項第四号」に改める。

第五条各号列記以外の部分中「第三十九条第一号」を「第四十条第二項第一号」に改め、同条第六号中「すべて」を「全て」に、「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に改め、同条第九号の次に次の一号を加える。

九の二 別表第四の医療的ケアの領域に区分される教育内容を教授する教員は、当該教育内容を教授する教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者（以下「医療的ケア教員講習会修了者等」という。）であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師

の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

第六条中「第三十九条第二号」を「第四十条第二項第二号」に、「同条第三号」を「同項第三号」に改める。

第七条中「第三十九条第三号」を「第四十条第二項第三号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七条の二 法第四十条第二項第五号に規定する学校（別表第四の二において「第五号学校」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 昼間課程及び夜間課程に係る基準

イ 修業年限は、六月以上であること。

ロ 教育の内容は、別表第四の二に定めるもの以上であること。

ハ 別表第四の二に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる学生の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

ニ 別表第四の二に定める教育の一部を他の学校等に実施させる場合には、当該他の学校等について

その分担する教育の内容に関して適切な水準が確保されていること。

ホ ハの専任教員のうち一人は、教務に関する主任者とし、専任教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ届け出られたものを修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者（次号ハにおいて「実務者研修教員講習会修了者等」という。）であつて、かつ、次に掲げる者のいずれかであること。

(1) 介護福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者

(2) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し教授する資格を有する者

(3) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は法第四十条第二項第四号に規定する高等学校等の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し三年以上の経験を有する者

(4) 法第四十条第二項第五号に規定する学校又は同号に規定する養成施設の教員として、別表第四

の二に定める介護の基本Ⅰ若しくはⅡ、コミュニケーション技術、生活支援技術Ⅰ若しくはⅡ又は介護過程ⅠからⅢまでのいずれかの科目の教育に関し五年以上の経験を有する者

(5) 法附則第九条第一項に規定する高等学校等（以下「特例高等学校等」という。）の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し五年以上の経験を有する者

へ 介護過程Ⅲを教授する教員は、ホの(1)から(5)までのいずれかに該当する者であつて、かつ、第五条第十四号ロに規定する講習会を修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者を置くこと。

ト 医療的ケアを教授する教員は、医療的ケア教員講習会修了者等であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

チ 一学級の定員は、五十人以下であること。

リ 同時に授業を行う学級の数に応じ、必要な数の教室を有すること。

ヌ 教育上必要な機械器具、模型、図書その他の設備を有すること。

ル 管理及び維持経営の方法が確実であること。

ヲ 入学し、又はしようとする者に対し、教育の内容、教員その他の事項に関する情報が開示されており、当該開示された情報は、虚偽又は誇大なものであってはならないこと。

二 通信課程に係る基準

イ 前号イ、ロ、ニ、へ及びト並びに又からヲまでに該当するものであること。

ロ 別表第四の二に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、一人以上の専任教員を有すること。

ハ ロの専任教員のうち一人は、教務に関する主任者とし、実務者研修教員講習会修了者等であつて、かつ、次に掲げる者のいずれかであること。

(1) 介護福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者

(2) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し教授する資格を有する者

(3) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は法第四十条第二項第四号に規定する高等学校等の

教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し三年以上の経験を有する者

(4) 法第四十条第二項第五号に規定する学校又は同号に規定する養成施設の教員として、別表第四

の二に定める介護の基本Ⅰ若しくはⅡ、コミュニケーション技術、生活支援技術Ⅰ若しくはⅡ又は介護過程ⅠからⅢまでのいずれかの科目の教育に関し五年以上の経験を有する者

(5) 特例高等学校等の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し五年以上の経験を有する者

ニ 印刷教材は、別表第四の二の科目の欄に定める各科目について、同表の時間数の欄に定める時間数以上の学習を必要とするものであって、その内容が次によるものであること。

(1) 正確及び公正であつて、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。

(2) 統計その他の資料が新しく、かつ、信頼できるものであること。

(3) 自学自習についての便宜が適切に図られていること。

ホ 印刷教材による授業における指導は、通信指導及び添削指導とし、その方法が次によるものであること。

(1) 通信指導は、計画的に行うこと。

(2) 添削指導は、別表第四の二の科目の欄に定める各科目（面接授業により行う科目を除く。）に

ついて一回以上行うこととし、添削に当たっては、採点、講評、学習上の注意等を記入すること。

へ 面接授業においては、通信指導及び添削指導において修得することが求められている知識及び技能の修得がなされていることにつき確認をすること。

ト 面接授業における一学級の定員は、五十人以下であること。

チ 面接授業の実施期間において、同時に授業を行う学級の数に応じ、必要な数の教室を有すること。

第八条中「第四十条第二項第一号」を「第四十条第二項第四号」に改め、同条第三号中「第三十九条第一号から第三号まで」を「同項第一号から第三号まで」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 医療的ケアを教授する教員は、医療的ケア教員講習会修了者等であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

第九条第一項第十号口中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号ま

で」に、「法第四十条第二項第一号」を「同項第四号」に改め、同号ロの次に次のように加える。

ハ 法第四十条第二項第五号に規定する学校 面接授業を他の学校等に実施させる場合には、当該他の学校等の名称、所在地及び設置者又は経営者の氏名（法人にあつては、名称）並びに当該他の学校等において実施する面接授業の科目

第九条第三項中「第一項の」を「法第七条第二号若しくは第三号若しくは第四十条第二項第一号から第三号までに規定する学校又は同項第四号に規定する高等学校等に係る第一項の」に改める。

第十条第二項中「関する事項」の下に「、同号ハに掲げる他の学校等に関する事項」を加える。

第十一条第三号中「異動」の下に「（実習指導者の異動については、法第七条第二号若しくは第三号若しくは第四十条第二項第一号から第三号までに規定する学校又は同項第四号に規定する高等学校等に限る。）」を加える。

第十三条中「及び第十四号ロ」を「、第九号の二及び第十四号ロ並びに第七条の二第一号ホ」に改める。

附則第二条第一項中「法附則第二条第一項に規定する高等学校等（以下この条において「特例高等学校等」という。）」を「特例高等学校等」に改め、同項第二号の表科目欄中「生活支援技術」を「生活支援

技術（医療的ケアを含む。）」に改め、同表単位数欄中「六」を「七」に、「三四」を「三五」に、「三三」を「三四」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 一 各科目の単位数は、一単位時間を五十分とし、三十五単位時間の授業を一単位として計算することを標準とする。ただし、通信制の課程における介護実習以外の科目の単位数については、添削指導三回及び面接指導二単位時間（一単位時間を五十分とする。）を一単位として計算することを標準とする。

二 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十分以上とし、演習は面接指導とするものとする。

三 前号の演習を修了した者に対しては可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めるものとする。

附則第二条の次に次の一条を加える。

（介護福祉士の養成に係る高等学校等における医療的ケアを教授する教員の経過措置）

第二条の二 医療的ケア教員講習会修了者等であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を

取得した後、学校教育法に基づく高等学校等において学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十号）別表第三の看護若しくは福祉の教科に属する科目を教授する教員として五年以上の経験を有する者又は法第四十条第二項第一号から第三号までに規定する学校若しくは養成施設の専任教員として五年以上の経験を有する者については、第八条第六号の規定にかかわらず、当分の間、法第四十条第二項第四号に規定する高等学校等において医療的ケアを教授する教員となることができる。

別表第二中「（第三条―第七条関係）」を「（第三条―第七条の二関係）」に改める。

別表第四中こころとからだのしくみの項の次に「

五〇	五〇	五〇
」を加え、合計の項中「二、八〇〇」を「一、八五〇		
医療的ケア		医療的ケア

」に、「一、一七〇」を「一、二二〇」に、「一、一五五」を「一、二〇五」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 一 第一号学校における人間と社会に関する選択科目の時間数については、人間の尊厳と自立、

人間関係とコミュニケーション及び社会の理解の時間数と合計して二百四十時間以上となるように定めるものとする。

- 二 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とするものとする。
- 三 前号の演習を修了した者に対しては可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めるものとする。

別表第四の次に次の一表を加える。

別表第四の二（第七条の二関係）

科目	時間数
人間の尊厳と自立	五
社会の理解Ⅰ	五
社会の理解Ⅱ	三〇
介護の基本Ⅰ	一〇
介護の基本Ⅱ	二〇
コミュニケーション技術	二〇

生活支援技術 I	
生活支援技術 II	
介護過程 I	
介護過程 II	
介護過程 III	
発達と老化の理解 I	
発達と老化の理解 II	
認知症の理解 I	
認知症の理解 II	
障害の理解 I	
障害の理解 II	
ことごとからだのしくみ I	
ことごとからだのしくみ II	

六〇	二〇	二〇	一〇	二〇	一〇	二〇	一〇	四五	二五	二〇	三〇	二〇
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

医療的ケア	五〇
合計	四五〇

備考 一 介護過程Ⅲについては、面接授業により行うものとする。

二 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とし、演習は面接授業とするものとする。

三 前号の演習を修了した者に対しては可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めるものとする。

四 第五号学校における教育の内容に相当するものと認められる研修であつてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものにおいて既に履修したものと認められる科目については、その科目の履修を免除することができる。

別表第五科目欄中「生活支援技術」を「生活支援技術（医療的ケアを含む。）」に改め、同表単位数欄中「九」を「十」に、「五二」を「五三」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 一 各科目の単位数は、一単位時間を五十分とし、三十五単位時間の授業を一単位として計算す

ることを標準とする。

二 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とするものとする。

三 前号の演習を修了した者に対しては可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めるものとする。

(社会福祉に関する科目を定める省令の一部改正)

第三条 社会福祉に関する科目を定める省令(平成二十年文部科学省
厚生労働省令第三号)の一部を次のように改正する。

第三条(見出しを含む。)中「第三十九条第二号」を「第四十条第二項第二号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一条及び次条の規定は、公布の日か

ら施行する。

（介護福祉士の養成に係る高等学校等又は介護福祉士試験の受験資格の特例に係る高等学校等の指定に関する経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の社会福祉士介護福祉士学校指定規則第八条又は附則第二条に定める基準による介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律第六条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十五号）第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第四号に規定する高等学校若しくは中等教育学校又は同法附則第九条第一項に規定する高等学校若しくは中等教育学校の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この省令の施行前においても行うことができる。